平成２５年（フ）第１９０号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1631番地２
破産者　市川久美子
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５４１号
神奈川県綾瀬市上土棚南３丁目13番29号
破産者　住野　伸弘
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４号
新潟市西区坂井東４丁目28番39号、前住所新潟市西区寺尾東２丁目２番10号
破産者　長谷川　靖
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５号
新潟県新発田市西園町３丁目11番４号、住民票上の住所新潟県新発田市新栄町２丁目14番４号
破産者　相田　直美
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５０号
静岡市葵区相生町11番16号
破産者　杉本　道子
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０３号
静岡県浜松市東区北島町37番地の１　セジュール小池203
破産者　河口寛こと　名倉　　寛
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１２５９号
京都市西京区桂徳大寺北町91番地　ＯＮマンション303
破産者　園山　恭兵
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０６号
京都市東山区泉涌寺門前町24番地
破産者　牧野俊一郎
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
京都市東山区本町２丁目70番地　セラヴィ清水五条313
破産者　カラオケラウンジ・アマンこと　近藤　正顕
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
京都市下京区七条御所ノ内北町69番地　インペリアル京都606号
破産者　白﨑　俊哉
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
広島県東広島市八本松町原8841番地47
破産者　有馬　美徳
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１５号
広島市中区国泰寺町２丁目５番10―801号
破産者　小黒　行雄
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７号
山口県光市光井７丁目９番５号、開始決定時の住所山口県光市岩狩１丁目11番24号
破産者　久保　　守
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１９号
広島市西区高須２丁目４番16号
破産者　濵田　和彦
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２１８号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷194番地14
破産者　田羽多公典
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２号
長崎県長崎市坂本２丁目９番41―101号、旧住所長崎市寄合町２番15号　万平ハイツ401
破産者　坂田真由美（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
長崎県大村市日泊町710番地
破産者　橋田チヅ子
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４７３号
沖縄県糸満市字阿波根1530番地　阿波根宿舎１棟206号、開始決定時の住所大分県由布市湯布院町川北1286番地１　谷官舎Ａ106
破産者　房村　祥子
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８２号
福岡県宮若市龍徳567番地
破産者　内村　満郎
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部